

豊田市上下水道モニター制度規約

（総則）

- 第1条 この規約は、豊田市上下水道モニター制度（以下「本制度」という。）に関して、第2条に定めるところにより豊田市上下水道局（以下「局」という。）が豊田市上下水道モニターとして登録した者（以下「モニター」という）と局との間における権利義務関係を定めることを目的とする。
- 2 局は、モニターに事前の承諾を得ることなく本規約を変更することができるものとし、変更後の規約は市ホームページにアップロードした時点で、全てのモニターに適用されるものとする。
- 3 局は、モニターから登録時に収集した個人情報やアンケート等の情報は、上下水道事業や各種取組へ生かすために用い、それ以外に利用してはならず、豊田市個人情報保護法施行条例の規定に基づき、適切に取り扱わなければならない。

（モニターの資格）

- 第2条 モニターは、任期中以下の要件を満たし、かつ本規約を承諾の上、局所定の登録手続きを全て完了した者とする。
- （1）市内在住、在勤、在学のいずれかであること。
- （2）満18歳以上であること。
- （3）インターネットの利用ができ、その環境があること。
- （4）モニター本人が使用できる電子メールアドレスがあること。
- （5）日本語が理解できること。
- （6）市の職員ではないこと。
- 2 モニターの任期は、4月1日から翌年3月31日までとする。

（モニターの登録情報）

- 第3条 モニターへの登録の際に申告する登録情報の全ての項目に関して、いかなる虚偽の申告も認めないものとする。
- 2 氏名・住所・電話番号・電子メールアドレス等、モニター個人を識別する事のできる情報を除き、登録されたモニター情報を本人の承諾なく第三者に開示することがある。モニター個人を識別できる情報の開示については、局は事前にモニター本人の承諾を得るものとする。
- 3 モニター登録後に登録情報が変更になった場合は、モニターは局に届け出るものとする。

（モニターの禁止行為）

- 第4条 モニターは、以下に該当する行為又はその恐れのある行為を行ってはならない。

- (1) 局、他のモニター又は第三者の著作権を侵害する行為
- (2) 他のモニター又は第三者を誹謗、中傷する行為
- (3) 他のモニター又は第三者に不利益を与える行為
- (4) 本制度の運営を妨害する行為
- (5) 虚偽の登録又は調査回答をする行為
- (6) 同一人物による重複モニター登録、又は、なりすまし登録をする行為
- (7) 本制度を営利目的で不正利用する行為
- (8) 不正回答をする行為
- (9) その他、局が不適当と判断する行為

(電子メールの受信)

第5条 モニターは、モニターとして局と電子メールの送受信を行う場合には、登録した電子メールアドレスを使用するものとする。

- 2 登録情報の内容と異なる電子メールアドレスにて送受信を行ったことにより当該モニターに不利益又は損害が発生した場合であっても、局はその責任を負わないものとする。
- 3 モニターがモニターとして第三者に発信する情報に関して、局はその責任を負わない。
- 4 モニターからの、局に対する本制度の運営に関すること以外の問合せや意見などについて、局の応答義務はない。
- 5 局からモニターに対して発信された電子メール又はモニターから局に対して発信された電子メールの不達により当該モニターに不利益又は損害が発生しても、その原因及び理由を問わず、局はその責任を負わない。

(アンケートへの回答)

第6条 モニターは、局が送信するアンケートへの回答を依頼する電子メールに従い、回答期限内に指定の入力フォームを使って回答をすること。

- 2 回答を入力する際は、回答者を特定するため、モニターの氏名を入力することとする。
また、必要に応じて生年月日の入力を求めることがある。
- 3 モニター任期中におけるアンケートは、定例アンケート2回（6月、12月頃）に加え、臨時アンケートを必要に応じて実施する。

(退会)

第7条 モニターは、任期中の退会はできないものとする。ただし、第2条の資格要件を満たさなくなった場合、又はやむを得ない事情により任期中に退会するときは、局に届け出るものとする。

(モニター登録の抹消)

第8条 以下の項目に該当する場合、局は、モニターの承諾の有無にかかわらず、モニター資格を抹消することができるものとする。

- (1) 第4条の禁止行為に反したとき
 - (2) 第9条の義務を遂行しないとき
 - (3) その他、本規約のいずれかに違反したとき
- 2 局から送信した電子メールが3回以上連続して配信できなかったときは、局の権限でモニター登録を抹消することができるものとする。
- 3 局がモニターとして承認することを不適当と判断した場合、モニター登録の取消しを行うことがある。
- 4 モニター登録を抹消する場合、当該モニターが本制度で保有する全ての権利を抹消するものとする。その場合は、局から抹消の通知はしない。

(モニターの義務)

第9条 モニターは、以下に該当する項目を義務として負うものとする。

- (1) 局が配信するアンケートを始めとした調査に対し、局が定めた期間内に回答をするよう努める。
- (2) 登録情報の異動が発生した時は、速やかに更新を行う。
- (3) 局からの登録内容確認に対して回答する。
- (4) 局が配信する行政情報を電子メールで受信する。
- (5) 局が実施する広報・広聴事業の可能な限りの参加

(謝礼)

第10条 局はモニターに対し、アンケートへの協力に対する謝礼を進呈する。

- 2 第1項に定める謝礼は、アンケートに2回以上回答した場合に、500円分の全国共通のギフトカードを進呈する。
- 3 第2項に定める謝礼は、全てのアンケート終了後に、モニターがあらかじめ登録した住所宛に郵送することとし、何らかの事情によりモニターが当該謝礼を受け取ることができなかったとしても局はその責任を一切負わない。
- 4 モニター登録を抹消となった場合は、回答数に関わらず謝礼の進呈はしない。

(回答内容の著作権)

第11条 モニターは、本制度に基づき行われたアンケートに対する回答内容の著作権を、全て局に無償で譲渡するものとする。また、局はその回答内容を自由に選択し、必要に応じて修正及び編集することができるものとする。

- 2 局は、本制度に基づき行ったアンケートに対してモニターが行った回答内容を利用し、モニター本人の承諾なしに開示することができるものとする。

(個人情報)

第12条 モニターの個人情報の管理は、豊田市個人情報保護法施行条例により局が厳重に管理を行う。

- 2 登録されているモニターの個人情報を調査目的以外には使用しない。
- 3 モニターから回収したアンケート結果は統計的に数値処理し、回答結果から特定の個人が識別できる情報としては取り扱わない。
- 4 モニターの個人情報の保存期間は任期満了後 3 か月とし、経過後は速やかに削除するものとする。

（本制度の内容の変更又は本制度の一時中断、停止若しくは中止）

第 13 条 局は、いつでも、何らの告知なしに、又はモニターの承諾の有無にかかわらず、本制度の内容の一部若しくは全部を変更し、又は一部若しくは全部を一時中断、停止及び中止することができる。

- 2 第 1 項に基づく内容変更、一時中断、停止若しくは中止によってモニターに不利益又は損害が発生した場合、局はその責任を一切負わない。